

第1章 地域包括ケアシステム

第1章の要点

- ・介護保険制度の目的および基本理念について確認する
- ・地域包括ケアシステムについて確認する
- ・地域包括ケアシステムにおけるそれぞれの役割を理解する
- ・地域ケア会議の活用について理解する

第1節 介護保険制度とは

1 介護保険法の目的

介護保険法は、加齢に伴って生じる心身の変化による疾病等により介護を要する状態となった者を対象として、その人々が有する能力に応じ、尊厳を保持したその人らしい自立した日常生活を営むことができることを目指しています。この実現のため、必要な保健・医療サービス及び福祉サービスが給付されます。この介護保険制度は、国民の共同連帯、つまり社会保険制度によって設けられており、国民の保健医療の向上および福祉の増進を図ることが目的となっています。

介護保険法第1条（目的） この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

2 介護保険法の基本理念

介護保険給付は、要介護状態等の軽減または悪化の防止となるように、医療と連携しながら行われなければならないとされています。そして、このような保健医療サービスや福祉サービスは、要介護・要支援者の状況や環境に応じて、本人の選択によって、総合的かつ効率的に提供されるべきだとされています。介護保険は要介護状態になっても、本人の有する能力に応じ自立した日常生活を居宅において送ることができることを目指しています。

介護保険法第2条（介護保険） 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

- 2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。
- 3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。
- 4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

同時に、国民には、自ら要介護状態となることを予防するため、有する能力の維持・向上に努めることが求められています。

介護保険法第4条（国民の努力及び義務） 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

第2節 地域包括ケアシステムとは

1 地域包括ケアの規定

介護保険法の理念を実現するために、地域包括ケアは国および地方公共団体の責務として介護保険法に規定されています。要介護・要支援者が住み慣れた地域で、その能力に応じて自立した日常生活を継続することができるように、医療や居住に関する施策などと連携しながら、保健医療サービスおよび福祉サービスに関する施策、要介護状態等になることの予防または要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に関する施策、地域での自立した生活の支援に関する施策を包括的に推進すべきであるとしています。

介護保険法第5条（国及び地方公共団体の責務）

3 国及び地方公共団体は、被保険者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、保険給付に係る保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のための施策並びに地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない。

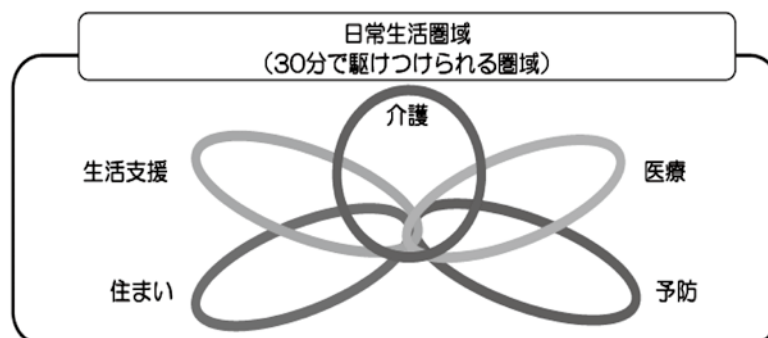
2 地域包括ケアシステムとは

高齢化が進み、高齢者ケアのニーズの増大、一人暮らし高齢者の増加、認知症高齢者の増加などが見られる中、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるように、地域包括ケアシステムの構築が求められています。

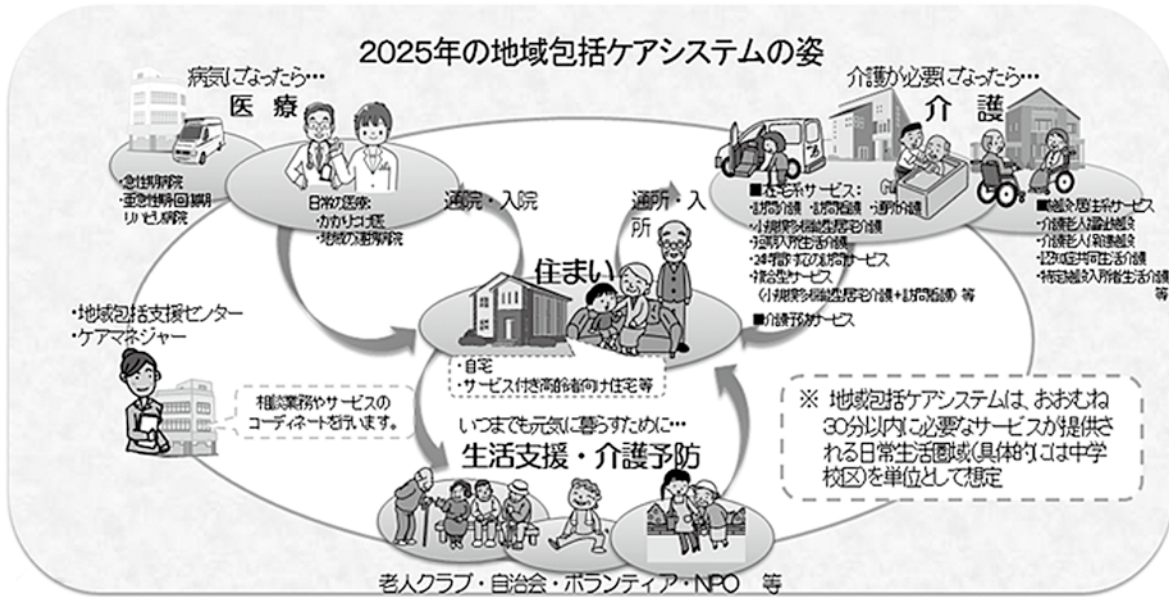
地域包括ケアシステムとは、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」（地域包括ケア研究会、2008）です。利用者のニーズに応じて包括的かつ継続的に、住まい、生活支援、介護、医療、予防などのサービスが、おおむね 30 分でかけつけられる圏域で提供されるとされています。つまり、地域社会全体として、24 時間サービスを提供できる仕組みだと言えます。この実現のために、平成 24 年度の介護保険制度改正では、24 時間の定期巡回・随時対応型の訪問介護看護等のサービスやサービス付き高齢者向け住宅等の整備が行われました。

そして、近隣住民やボランティアなどの参加を得ながら、要介護・要支援者のニーズに応じて包括的にサービスが提供され、かつ状態や生活環境の変化に応じた継続的なサービスの提供が必要だとされています。地域包括ケアシステムは、「自助・互助・共助・公助」それぞれの地域の関係者の参加によって初めて形成されるのです。

地域包括ケアシステムについて



出典：厚生労働省



出典：厚生労働省

東京都においても、保健、医療、福祉、住まい、地域における支えあいに関する取組を連携して進めることにより、地域包括ケアシステムを構築するため、東京都高齢者保健福祉計画を策定し、①「高齢者の自立と尊厳を支える社会」の実現、②「誰もが住み慣れた地域で暮らし、支え合う社会」の実現、③確かな「安心」を次世代に継承、の3つの「計画の理念」の実現を目指しています。

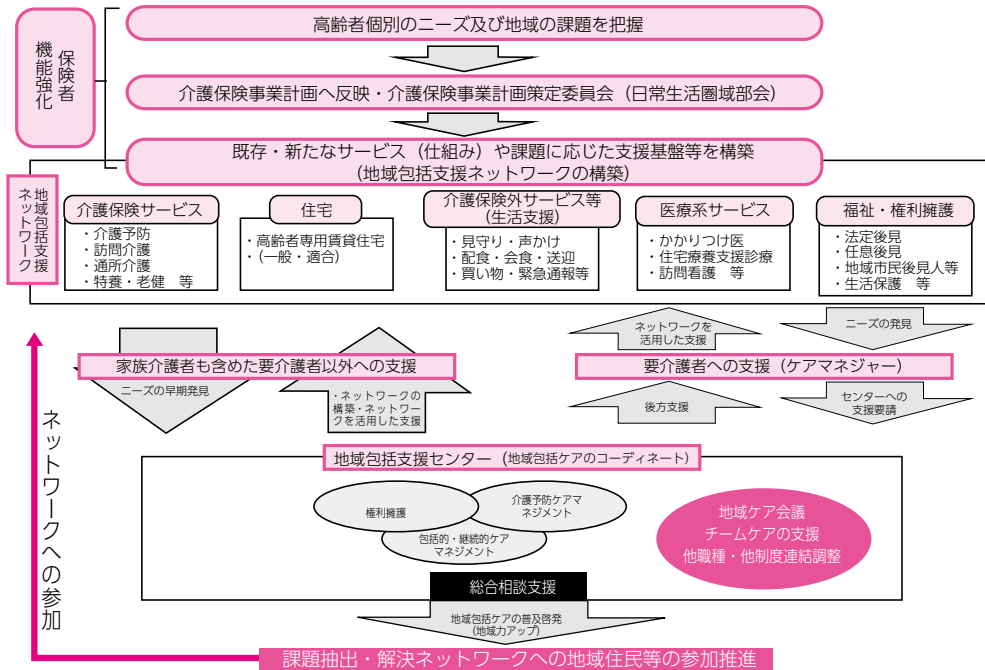


出典：東京都福祉保健局高齢社会対策部作成

第3節 地域包括ケアシステムにおける役割

1 区市町村の役割

区市町村は介護保険制度の保険者として、運営責任者の役割を担っています。具体的には、保険料納付管理、要介護認定、保険給付管理などを行います。また、地域支援事業を活用して地域の状況に合致した地域包括ケアシステムを構築および運用することが求められています。このような役割は、区市町村介護保険事業計画策定、実施、評価、処置によって行われています。



出典：厚生労働省

2 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設」（介護保険法第115条の46）です。つまり、地域包括ケアの中核拠点だと言えます。地域包括支援センターの設置責任者は区市町村ですが、社会福祉法人などへの委託も認められています。

地域包括支援センターは「被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する」とされている地域支援事業の中の包括的支援事業と指定介護予防支援事業を行います。

地域支援事業（介護保険法第115条の45）

包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント業務（介護保険法第115条の45 第1項第2号）

②総合相談支援業務（介護保険法第115条の45 第1項第3号）

総合相談、地域包括支援ネットワーク構築、実態把握など

③権利擁護業務（介護保険法第115条の45 第1項第4号）

高齢者虐待の防止および対応、消費者被害の防止および対応、判断能力を欠く常況にある人への支援など

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（介護保険法第115条の45 第1項第5号）

包括的・継続的ケアマネジメント環境整備、個々の介護支援専門員へのサポートなど

多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（介護保険法第115条の46 第5項）

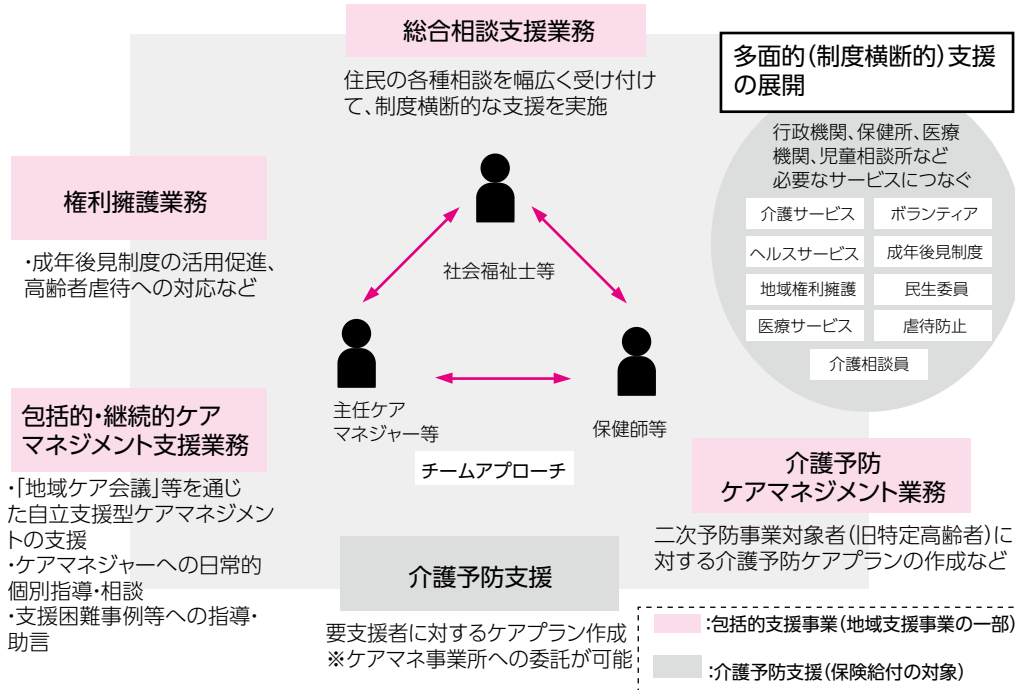
指定介護予防支援事業（介護保険法第115条の22）

出典：「地域包括支援センター運営マニュアル2012」長寿社会開発センター

地域包括支援センターには、保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員が配置され、チームアプローチによって、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などを行います。各業務はそれぞれの独自性を有しながらも、相互に関係し合っています。居宅介護支援事業所や施設の介護支援専門員は、地域包括支援センターと連携しそれぞれの業務と関連を持ち、地域包括ケアの推進を目指します。

地域包括支援センターの業務

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の46）



出典：厚生労働省

3 介護支援専門員の役割

介護支援専門員は要支援および要介護高齢者に対して、自立支援に資する包括的・継続的ケアマネジメントによる支援を行うことによって、地域包括ケアを提供します。つまり、要支援・要介護高齢者が地域包括ケアを活用して、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続できるかどうかは、介護支援専門員にかかっていると言えます。区市町村や地域包括支援センターの役割を認識したうえで、それぞれの機能を有効活用しましょう。

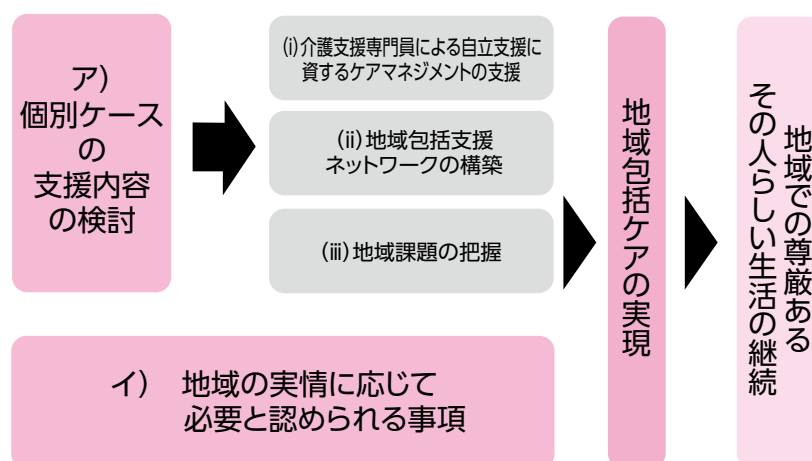
地域包括ケアシステムにおいては、在宅から施設入所、施設退所から在宅といった要介護・要支援者の生活の場の変更が見られます。医療との連携はもとより、居宅介護支援事業所の介護支援専門員と施設の介護支援専門員同士の連携がますます重要になっています。

第4節 地域ケア会議の活用

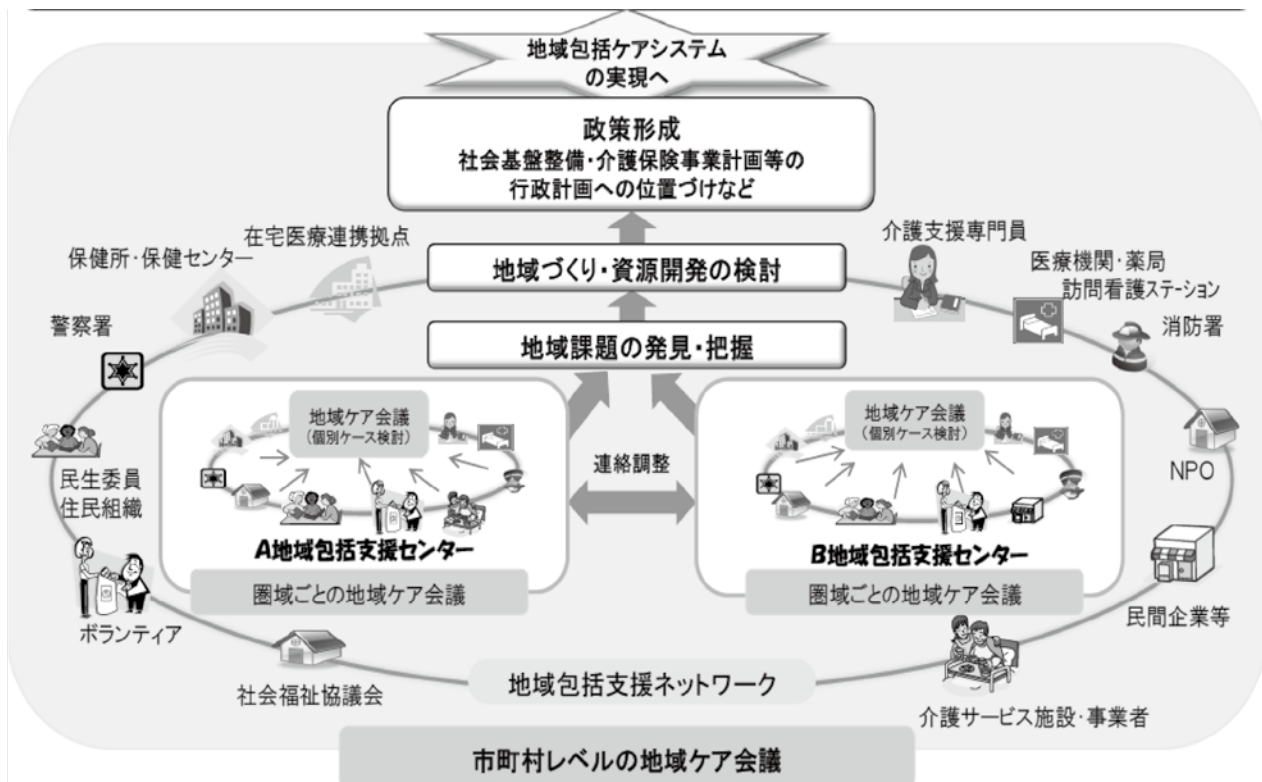
1 地域ケア会議とは

地域包括ケアシステムを構築するためには、高齢者個人に対する支援の充実とともに、それを支える社会基盤の整備が必要になります。そこで、「①専門多職種の協働のもと、公的サービスのみならず他の社会資源も積極的に活用しながら、高齢者個人の課題分析と在宅生活の限界点を上げるための支援の充実に向けた検討を行い、これらの個別ケースの検討の積み重ねを通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを地域全体に普及することにより、地域で高齢者を支えるネットワークを強化するとともに、②高齢者の自立を支援するための具体的な地域課題やニーズを行政に吸い上げ、社会基盤整備につなげる一つの手法として」（地域ケア会議に関する Q&A）、地域ケア会議が包括的支援事業に位置づけられています。

地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通して、①介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援、②地域包括支援ネットワークの構築、③地域課題の把握を目的としています。また、地域の実情に応じて、地域課題に応じた地域づくりや資源の開発などを行うことを目的としています。



地域ケア会議は、その目的に応じて行政職員、地域包括支援センター職員、介護サービス事業者、医療関係者、民生委員、そして介護支援専門員などが参加して、区市町村や地域包括支援センターが主催して開催されます。目的に応じて多様なレベル（個別事例ごとの開催、日常生活圏域ごとの開催、区市町村地域全体での開催など）で地域ケア会議は開催されますが、介護支援専門員に最も関係があるのは、個別ケースを検討する地域ケア会議だと考えられます。



地域ケア会議に関する Q&A

2 地域ケア会議とサービス担当者会議との違い

介護支援専門員が開催しているサービス担当者会議は、個別ケースを検討する地域ケア会議と似ていますが異なるものです。地域ケア会議は、ケース当事者、家族、サービス提供者に限らず、検討目的に応じた地域の多様な人々の参加によって多角的に支援内容の検討を行います。この検討を通じて、あらゆる課題解決への支援方法を検討できるとともに、地域のネットワークの構築を促進します。また、このようなケース検討を通じて、地域の課題を把握することができます。

3 地域ケア会議の活用方法

介護支援専門員は地域ケア会議とは何かを理解したうえで、うまく活用することが必要です。次のようなケースを担当している、あるいは知っている場合などに、地域ケア会議の活用が有効だと考えられます。必要性を認識した場合には、地域包括支援センターに相談してみましょう。なお、呼称は「地域ケア会議」と限定されていないため、地域によっては異なった呼称の会議が地域ケア会議としての機能を担っているので注意してください。

地域ケア会議の活用が考えられる例

- ・ サービス担当者以外の多様な地域資源の活用が必要な場合
- ・ サービス等をうまく活用できず自立につながっていないと考えられる場合
- ・ 利用者ではないものの、支援の必要性がある高齢者を発見した場合
- ・ 多くの利用者に共通する課題に気づいた場合